



議案第八十三号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり、三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十八年十二月二十二日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五拾八年拾貳月廿參日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第

号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「一万二千円」を「一万二千三百円」に、「三千五百円」を「三千八百円」に、「八千円」を「八千三百円」に改める。

第十条の二第二項第一号中「六千五百円を超えるときは、六千五百円」を「六千八百円を超えるときは、六千八百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「一万七千円」を「一万七千六百円」に、「二千五百円」を「二千八百円」に改め、同項第二号中「二千二百円」を「二千四百円」に、「四千五百円」を「四千七百円」に、「六千円」を「六千四百円」に、「七千八百円」を「八千二百円」に改め、同項第三号中「一万七千円」を「一万七千六百円」に、「二千五百円」を「二千八百円」に改める。

第十九条第一項及び第二十条第一項中「から起算して十五日をこえない範囲内において」

を「の属する月の」に改める。

第二十一条第三項中「四十万四千円」を「四十一万二千円」に改める。

別表第一 一等級の項中「教育委員会次長」を「教育次長」に改め、同表二等級の項中「課長補佐」の下に「・局長補佐・教育次長補佐」を加える。

別表第三

行政職給料表（第三条関係）

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	- 円	- 円	121.400 <sup>円</sup>	104.000 <sup>円</sup>	- 円
2	177.300	148.300	127.600	109.100	85.100
3	184.700	155.000	133.900	114.900	87.700
4	192.300	161.700	140.200	121.300	90.500
5	200.000	168.800	146.700	127.100	93.400
6	207.600	176.100	152.900	131.900	96.600
7	215.200	183.200	159.100	136.600	100.200
8	222.900	190.200	165.200	141.200	104.000
9	230.600	197.100	170.300	145.300	107.600
10	238.500	203.800	175.400	149.100	110.900
11	246.400	210.400	180.400	152.800	113.900
12	254.400	217.000	185.300	156.300	116.500
13	262.500	223.500	190.200	159.900	119.200
14	270.300	229.700	194.500	162.600	121.400
15	277.500	235.700	198.700	165.300	123.600
16	284.400	241.200	202.900	168.000	125.700
17	290.000	246.500	206.700	170.500	127.300
18	295.100	250.400	209.900	172.900	
19	298.800	253.800	212.900	174.900	
20	302.400	257.000	215.200		
21	306.000	259.500	217.500		
22	309.600	261.900	219.700		
23	313.200	264.300	221.900		
24		266.700	224.100		
25		269.100			
26		271.500			

別表第三を次のように改める。

別表第四

医療職給料表（第三条関係）

職務の等級	1 等級	2 等級
号給	給料月額	給料月額
1	235900 <sup>円</sup>	- <sup>円</sup>
2	246200	205800
3	256500	215800
4	266700	225800
5	276800	235900
6	286900	246100
7	297000	256300
8	307100	266400
9	317200	276400
10	327200	286400
11	337200	296400
12	346500	304900
13	355600	313300
14	364600	321200
15	373500	329100
16	382300	337000
17	390500	344700
18	398800	352400
19	407000	359900
20	413400	365900
21	419700	371800
22	424000	377200
23	428300	380900
24	437600	384600
25	445300	
26	452200	
27	457900	
28	462700	
29	467500	

別表第四を次のように改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十九条第一項及び第二十条第一項の改正規定は昭和五十九年四月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和五十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に推算されることとなる期間は、町規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する

職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給

された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、町規則で定める。